

随意契約理由書

1 案件名称

大正区役所 総合案内業務委託 長期継続

2 契約の相手方

所在地 大阪市西区江戸堀 1-4-27 日宝江戸堀ビル 5階 1号

名称 株式会社 ラパンプラス

代表者 代表取締役 都筑 一徳

3 随意契約理由

大正区役所では窓口サービスの平均的なレベル向上を目標に掲げており、区役所の総合案内についても、現行のサービスの品質を低下させることなく、良質な接客サービスを提供する必要がある。

そのためには、市民サービスの考え方を始め、教育体制や運営体制などについて、行政側が想定するよりもさらに高い達成目標の提示やその実現のための創意工夫・ノウハウの活用を民間事業者から引き出すとともに、提案内容を着実に履行できる事業者を選定して、これまで以上に市民サービスの向上につなげていくことが重要である。

以上のことから、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果が期待できる業務委託先の選定が可能な公募型プロポーザル方式を採用し、契約相手方を決定することとした。

上記選定事業者は、各審査項目において総合的に優れた提案を行い、当区の求める基準を満たしていると判断したため、上記選定事業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大正区役所総務課（庶務グループ） （電話：06-4394-9972）

随意契約理由書

1 事業名称

大阪市大正区役所住民情報業務等委託

2 契約の相手方

所在地 大阪市中央区博労町 3-5-1

名称 株式会社パソナ

代表者 常務執行役員 人材派遣・BPO 事業本部
パブリック本部長 出町 奈央子

3 特名随意契約理由

本件は、本年 5 月及び 8 月に公告し、公募を行っていたものであるが、各期限内に事業者からの応募がなかったため、現行の委託契約が終了してから次期契約締結までの再々入札に向けての準備期間(令和元年 12 月～令和 2 年 3 月)の業務委託にかかるものである。契約にあたり、現行と同じ条件で、公募での契約に応じるとするとすれば、「短期間の受注なるため、スタッフの採用・教育等にかかるコストの回収ができないため、業務委託を受注することは、現実的な話ではない。」との他の事業者よりの回答であったことから、現行事業者以外で受注することは困難であると考えられる。また、随意契約に際し、現行事業者より徴した見積書により、現行契約と比して本市にとって明らかに不利となるような条件でないと判断されることから、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 6 号により、現行事業者株式会社パソナと随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号
(競争入札に付することが不利と認められるとき)

5 担当部署

大阪市大正区役所 窓口サービス課 住民登録・戸籍 (電話番号 06-4394-9963)